

名古屋家庭裁判所委員会（第25回）議事概要

1 日時

平成27年12月21日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

小笠原委員，加藤委員，亀山委員，久間委員，小出委員，河野委員，榊原委員，高橋委員，長野委員，二宮委員，森本委員，川上委員，小暮委員，後藤委員（委員長），樋口委員

（事務担当者）

岩井少年部総括裁判官，田中首席家庭裁判所調査官，唐澤次席家庭裁判所調査官，横井家事首席書記官，松崎少年首席書記官，矢野少年次席書記官，田中事務局長，榊原事務局次長，角屋総務課長，小栗総務課課長補佐，加古総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 前回委員会後の検討結果・取組の報告

(4) 被害者配慮制度，非行少年に対する教育的働きかけ，関係機関との連携等について概要説明

(5) 意見交換

テーマ「少年審判手続について」（別紙記載のとおり）

(6) 次回開催日及び意見交換テーマ

平成28年6月29日（水）午後1時30分

「成年後見制度について」

(7) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員，　○：委員長，　△：事務担当者)

- 被害者配慮制度について御意見を伺いたい。
- ◆ 申出期間が審判開始や終局決定までの制度については，被害者に対し，裁判所から利用できる制度についての説明がなされるのか。
- △ 審判傍聴の対象となる事件や，被害によって大きな苦痛を負ったと思われる事件の被害者には，事件が送致されたら速やかに，書記官又は家裁調査官からパンフレットを添えて案内を送付している。
- ◆ 被害者配慮制度の案内については，混乱しているであろう被害者の気持ちに沿ったものが望ましい。
- △ 案内を送付するに際しては，事前に被害者に電話をして，制度の内容について説明をするなど，事案に応じた配慮をしている。また，被害者配慮制度によるものではないが，家裁調査官が被害者から直接意見を聴く場合には，被害者の状況等に配慮した対応をしている。
- ◆ 見せていただいた少年審判廷は狭いように思えるが，審判傍聴の申出があった場合も，その審判廷で審判が行われるのか。
- △ 見ていただいた審判廷とは別の少し広い審判廷を使用している。
- ◆ 審判結果の通知を希望した場合，どの程度の情報が被害者に通知されるのか。通知された内容が足りないと言われることはないのか。
- △ 決定の要旨を記載した書面を被害者に送付しており，事件の特性を考えて通知書面を作成している。
- ◆ 決定要旨の内容や分量について，被害者から不服申出はできるのか。
- △ 不服申出の制度は設けられていないが，問合せがあった場合には，可能な範囲で口頭による補足説明をしている。
- ◆ 各制度の利用件数はどれくらいか。
- △ 平成27年の1月から11月までの名古屋家裁管内の概数であるが，事件記

録の閲覧・謄写48件、意見陳述23件、審判状況説明30件、審判結果通知57件、審判傍聴4件であり、例年と大きな違いはない。

◆ 本日の事務担当者は男性ばかりであるが、女性の被害者に対しては女性職員が対応するなどの配慮もしているのか。

△ 少年事件を担当する家裁調査官は半数程度が女性であり、男性職員ばかりではないし、対応する上でそのような配慮もしている。

◆ 保護処分が終了した後の少年の所在などの問合せには応じているのか。

△ 家庭裁判所での対応ではないが、保護観察であれば保護観察所に、少年院送致であれば少年鑑別所に申出をすれば、保護処分終了の年月日やその事由等が通知される制度があるものと承知している。

○ 非行少年に対する教育的働きかけについて御意見を伺いたい。

◆ 少年に非行への理解を深めさせるのは、非常に難しいことだと思われるが、そのために、家庭裁判所に係属している短期間のうちに、どのような働きかけをしているのか。

△ 教育的働きかけの目標は再非行の防止である。非行の度合いが進行しておらず、行動や生活が安定しており、保護者や学校の保護がしっかりしている少年については、保護処分にせず、再非行の防止に向けた教育的働きかけをしている。

◆ 少年にとって、社会奉仕活動を通じて自分の非行について考えるのは難しいのではないかと思うが、社会奉仕活動をして効果があった少年と効果がなかった少年とでは、何が異なっていたのか。

△ 社会奉仕活動は、活動だけが目的でなく、活動後にふりかえり、自分が必要とされていることや、自分と社会とのつながりを考えさせることが重要である。教育的働きかけをした少年でふりかえりがしっかりできている少年については再非行率が下がるが、その場しのぎのふりかえりをする少年や反省が不十分な少年については再非行に至ることが多い。

◆ 教育的働きかけをしてみて、効果がなさそうな少年にはどのように対処する

のか。

- △ 受講態度が悪く、ふりかえりができない少年については、裁判官に報告し、保護処分とすることもある。
- ◆ 保護司会でも保護観察中の少年を対象に清掃活動をしているが、清掃中に一般の人から声を掛けられることにより、自分が社会の役に立っていることを意識する少年もおり、効果は上がっていると思う。また、小学校や中学校と連携して、学校で万引き被害を考える教室なども開いている。
- ◆ 思春期保健指導は男女ともに行っているのか。被害者の性に対する権利を護るという観点からも指導を行っていただきたい。
- △ 自分の性発達がよく分かっていない少年には、男女を問わず、裁判所職員（医務室技官）である看護師がその少年にあわせたプログラムを組んで、きめ細かく指導をしている。
- ◆ 教育的措置として、少年を対人援助活動を行う施設における活動に参加させる場合に、同施設のスタッフや入所者にはどのような説明をしているのか。
- △ 協力を依頼する際に、施設のスタッフとプログラムを検討し、少年にはスタッフの補助者として、無理をさせない程度の作業をさせている。入所者に対しては、ボランティアであるとして施設から説明されている。
- ◆ 対人援助活動は、高齢者施設以外でも行われるのか。
- △ 協力してもらえる施設として、乳児院もある。
- 関係機関との連携について御意見を伺いたい。
- ◆ 少年だけでなく、少年の保護者にアプローチすることも必要であると思われるが、保護者を対象とした連携はどのようにしているのか。
- △ 当然、再非行防止には保護者の状況も問題となってくるため、保護者への措置もしている。保護者に精神障害があるような場合、精神保健センター等の公的機関のサービスを受けることを勧めたり、既に公的機関のサービスを受けている場合には、家裁調査官がその機関の担当者と連携を取るようなこともある。
- ◆ 少年鑑別所、保護観察所、少年院との間で協議会を行い、今後の連携につい

て意見交換をするようなことはしているのか。

△ 毎年1回以上、各機関との協議会を行っているほか、学校との連絡協議会などにオブザーバーとして参加してもらうこともある。また、個別の課題について各機関との間で随時検討することもある。

◆ 保護観察に付された少年については、保護観察所と保護司会が連携して、保護者の相談に乗るなどの対応をすることがある。

◆ 市区町村の社会福祉事務所やハローワークなどの機関との連携はないのか。

△ 保護者の関係で社会福祉事務所が関与している場合は、個別に社会福祉事務所と連携を取ることがある。また、少年の就労に関し、なごや若者サポートステーションなどの協力団体と連携を取っている。

◆ 教育機関との連携を深めて、事前に非行を防止するような教育は行っているのか。

△ 中学校や高校から要請があれば、可能な限り講師を派遣している。

○ そのほかに少年審判手続に関して御意見を伺いたい。

◆ 裁判所職員（医務室技官）である医師や看護師に少年を診てもらおうという判断は誰が行うのか。

△ 家裁調査官等が意見具申を行い、最終的に裁判官が判断する。

◆ 最近の病院では、患者が座るいすにも工夫をしている。審判廷で少年や保護者が座るいすが長いすであるのはなぜか。

△ 審判廷内の事故防止の観点等から、重くて動かしにくい長いすを使用している。